

V. 近代化の影で = 中東諸国 <国別> トルコ-EC への加盟申請と環境政策

著者	間 寧
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	調査研究レポート
シリーズ番号	14
雑誌名	発展途上国の環境問題--豊かさの代償・貧しさの病
ページ	264-270
発行年	1992
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00015735

Saudi Arabia," unpublished report, JICA, n.d.)

(5) Tahrir Hussain al-Jawahiri, "Country Report, Iraq," unpublished report, JICA, n.d.

(付記)

本稿作成にあたり、水資源開発公団関西支社、滝谷一英氏の教示を得た。記して謝意を表したい。

(岡崎 正孝)

トルコ◎ECへの加盟申請と環境政策

一九八〇年代に入ると、国内の工業化、都市化の進展による環境問題発生を背景にトルコでも環境保護の動きが始まった。一般国民が環境問題を切実なものと考えていることを示す事例も生まれている。八四年のエーゲ海ギリコバ湾の火力発電所建設計画への住民の反対運動や、アンカラ市内中心地のギュベン公園内高層駐車場建設計画への住民反対運動・行政訴訟、八六年のイスタンブル・ミマル・シナン村住民のアク・セメント工場による環境破壊への抗議デモ、八九年のイズミル・アリーア火力発電所建設反対運動・行政訴訟等がその例である。

他方、外的要因も無視できない。一九八七年にEC正式加盟を申請したトルコにとって、経済・

政治制度をECのそれに近づけることは、加盟目標実現のための必要条件でもある。ここでは、トルコの環境政策を国内的・国際的両要因からとらえてみたい。

●環境政策への着手

トルコの環境政策は、その始まりを環境庁が総理府に設置された一九七八年（八四年に環境局に改組）にみることもできるが、その基本は、八二年憲法に明示されている。憲法第五六条は、「万人は、健康的、かつ釣り合いのとれた環境に住む権利を持つ。環境を改善し、健全な環境を保ち、環境汚染を防ぐことは、国家と国民の義務である」と規定している。この精神を具体化するための最初の立法措置が八三年の環境法（法律第二八七二号）であった。

しかし現在のところ、この法律を実施するための政令、省令の公布は遅れている。その理由の一つは、政府内部にも、環境規制が経済発展を阻害するのではないかとの危惧が存在することである。それはたとえば環境法の第一条が、環境保護政策の進め方に関し、「経済・社会発展と調和するように」という一定の条件を盛り込んでいることにも見受けられる。また、観光産業奨励策は政府の重要政策の一つである。「観光産業奨励法による乱開発が環境破壊につながる」との環境保護派の主張を政府がそのまま受け入れることはありえない。

●国際基準との比較

環境政策の中でも法整備が比較的進んでいるのは大気汚染規制で、基本法規「大気汚染防止令」

(八六年十一月)では、工場と自動車による大気汚染が主な対象となっている。

まず、工場経営者は工場の設置に際して大気汚染物質排出許可を取ること、大気汚染基準に従うことが義務づけられ、罰則規定も設けられている。大気汚染基準の指標となっているのは、二酸化硫黄と煤である。その値をEC規則第八〇条七七九項と比べてみよう。

表1でわかるように、トルコの大気汚染基準は、二酸化硫黄でも煤でもECのそれを二倍近く上回っている(工場地帯は、さらに基準が緩い)。また、工場で使うディーゼル燃料の硫黄含有率は、ECの七五年規制では重量の〇・三%(大気汚染程度が低いところでは〇・五%)までだが、トルコの七八年規制ではその三倍の%まで認められている。

自動車排気ガスについては、タクシーはガソリン車よりもディーゼル車が多く、市内での大きな大気汚染源となっている。排気ガスの排出基準(トルコ基準四二三六号)はECの基準とほぼ整合しているが、「これらの基準が守られているかどうかを検査する方法がまだ確立されていない」(トルコ環境問題基金)ため、規制は行われていないに等しい。また、排気ガスによる大気汚染基準となる二酸化窒素上限値(一日平均)は、ECでは一立方メートル当たり二〇〇 μg であるのに、トルコでは三〇〇 μg まで認められている。

大気汚染のもう一つの元凶は暖房用石炭である。これはアンカラの冬期大気汚染原因の九割近くを占めるといわれる。各都市の冬季の大気汚染値は、トルコ基準をはるかに超えている。アンカラ、イスタンブル、エルズルムの二酸化硫黄濃度はEC基準の二倍かそれ以上に達している(表2)。このためアンカラでは、大気汚染の度合い(第一度〜第四度)に応じた暖房使用規制が一九

八二年九月から施行されている。同様の規制は大気汚染のひどい他の都市でも現在実施されている。これに加え汚染度が第四度（二酸化硫黄 $1000\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上）に達すると、小中学校は休校し、公務員は非欠勤扱いになる。アンカラで八九年十二月にはこの措置が一週間とられた。第四度の日には屋外に出るだけで息苦しく、のども痛みを感じる。

燃料規制に関しては、硫黄分の多い国内炭（硫黄含有率 $0.5\% \sim 0.7\%$ ）の使用はアンカラなどの都市で禁止されているが、輸入炭（硫黄含有率 0.1% ）価格がほぼ倍もするため「ヤミ国内炭」が依然使われている。当局は黄色い煙をあげている煙突を目印に、「ヤミ国内炭」使用の取締りを強化している。冬季の大気汚染の緩和が燃料の改善にかかっていることはいうまでもない。アンカラやイスタンブルなどの大都市で現在工事が進められている天然ガス供給計画の主要な目的は、まさにこの大気汚染対策である。ソ連から輸入される天然ガスのコストは輸入炭のそれとほぼ同じといわれている。イスタンブルより大気汚染のひどいアンカラでは、配管工事が終わると、天然ガスの使用が義務づけられている。

●環境政策を規定する要因

いまのところ、国内の政治・経済的要因は、環境政策推進のための大きな力とはなっていないようである。一般住民が環境問題を意識し始めたとはいえず、その運動はまだ組織化・継続化までには至っていない。一九八七年に設立された「緑の党」も、散発的な抗議運動を行っているが、国会に議席はない。環境規制強化に対しては、生産コストの上昇などの点で産業界から強い反発

表1 大気中の二酸化硫黄・煤許容上限
(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	二酸化硫黄		煤	
	EC	トルコ	EC	トルコ
年間平均	80 ¹⁾	150	80	150
1日平均 ³⁾	250 ²⁾	400	250	300
冬季平均 ⁴⁾	130	250	130	200

(注) 1) ただし煤量が $40\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合は、 $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ まで。2) ただし煤量が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合は、 $350\mu\text{g}/\text{m}^3$ まで。3) 1日平均値を年間平均した値。

4) 10～3月。

(出所) Environmental Problem Foundation of Turkey, *Environmental Legislation in EC and Turkey* より作成。

表2 トルコ各都市の1988-89年¹⁾
二酸化硫黄・煤濃度 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

都市	二酸化硫黄	煤
アンカラ	325	142
イスタンブル	252	139
エルズルム	304	173
カイセリ	264	142
エスキシェヒル	214	100
イズミル	126	129

(注1) アンカラは1988年11月～1989年2月平均。
それ以外は1988年10～1989年1月平均。

(出所) Türkiye Çevre Sorunlar Vakfı, *Türkiye'nin Çevre Sorunları*, 1989, p.33.

もあろう。経済官僚も、七〇年代に環境問題が取り上げられたとき、規制が経済発展に対する否定的な影響を考え、消極的であった。さらにトルコの環境基準は、それを遵守させるための法的措置を必ずしも備えてはいない。

環境政策が「進んでいる」分野でも、特別な国内的要因と外圧があったことを見逃すこととはできない。たとえばガソリンの鉛含有比規制があげられよう。オクタン価を高める目的でガソリンに鉛を加えることは、一九七七年にはじめて規制された。その後もEC規制がガソリン中の鉛を減らす方向に進んだことと並行して、八八年になるとTUPRAS製油所は鉛含有量を減らし、これによりレギュラー・ガソリンではEC基準（〇・一五グラム／リットル）が達成されたのである。また、先にあげたディーゼル燃料の硫黄含有量についても、EC基準に近づけるために、石油局は国内製油所に対し、九〇年までに〇・五%以下に引き下げることを命令した。TUPRAS製油所では〇・七%を実現している。なお、TUPRAS製油所は国営企業であるため、完全に政府の命令・監督下にある。しかも、八七、八八年に国内製造業部門での売上げ第一位の企業である。TUPRASが最新技術を導入することは、一般の民間企業に比べて容易であったはずである。

特別な国内条件を除けば、トルコの環境行政を進める力となっているのは、国際関係、とくに西欧諸国との関係である。トルコは、自らがその一員であるOECDの環境に関する決定や勧告に従わなければならない。トルコが正式加盟を望むECも一九七三年に「環境保護アクションプログラム」を採択した。トルコはECの下部機関であるERURECA（ヨーロッパ調査調整同

盟)に加盟して、現在九つのプロジェクトを行っているが、そのうち二つが環境問題に関係している。さらに、トルコのEC加盟が実現した場合、トルコは既存のEC立法(そしてもちろん将来の立法も)をすべて受け入れなければならない。その意味で、EC基準はまさにEC加盟のための必要条件といえる。それ以外にも、二国間・多国間合意として、一九七二年のストックホルム世界環境会議以降、「地中海汚染に対する協力議定書」(七六年、八〇年)、「ヨーロッパ野生生物保護協定」(七九年)などが交わされている。

環境政策はトルコではまだ始まったばかりである。しかし、一九五〇年代にNATO、OECD加盟により西側の一員となったトルコが、経済面で西欧体制へのより本格的な参加を望むのであれば、環境政策においても、もはや第三世界の基準を適用し続けることは不可能であろう。西側経済体制の一員としての条件は、幅広くしかも厳しいといえよう。

(間 寧)